

第9章 整備

第1節 整備の方向性

整備事業の設計にあたっては、発掘調査や史料調査などを十分に行い、その成果に基づく正しい理解を広めるものとする。また、現存遺構の顕在化や調査結果に基づく遺構表示などにより、かつての姿を尊重した整備を検討する。さらには、整備事業の過程では、工事等の経過をできるだけ公開することとし、町民や観光客に整備事業に対する理解を深めてもらうよう努める。

第2節 整備の方法

1 遺構保存のための整備

石垣や土塁等の地表顕在遺構及び埋蔵文化財などを良好な状態で保護するため、現状を把握するとともに日常的な維持管理に努める。また、補修が必要な箇所は計画的に対応する。さらには、変状などを早期に把握するように努めながら、自然災害等により遺構に被害が生じた場合は、第一に被害拡大防止の措置をとる。その後、被害状況を把握したうえで、可能な限り早期に復旧する。なお、復旧の範囲は必要最小限とし、工法については遺構保存のうえで最適なものを選択する。

2 景観保全のための整備

遺構保存及び景観維持のうえで樹木等の取り扱いについては、まず現状を把握したうえで、遺構保存及び景観についての方針を検討する。そのうえで、方針に基づき計画的に樹木の整備を行う。

3 史跡解説のための整備

史跡解説のための案内板等の設置については、整備の方針を定めたうえで計画に基づき、新たな技術の導入を含めて検討する。

また、史跡解説のための遺構の再現（平面表示・立体表示等）及びガイダンス施設の整備等については、各種の調査成果や史実等を十分に確認したうえで、必要性を含めて検討する。

なお、建造物の再現については、構造等に関する指図、古写真等の存在が確認された場合には、有識者による指導委員会、文化庁及び県教育委員会の指導を踏まえて、再現整備の必要性について検討する。

4 便益施設等の整備

便益施設等は、今後策定していく整備基本計画において、適切な場所を計画し設置する。

また、設置にあたっては、事前に発掘調査を行い、遺構保護の対策をとったうえで、周辺の景観に調和する施設とする。